平塚市提案型協働事業新旧対照表（案）

資料７

現行制度（市民活動団体＋行政）

提案型協働事業の区分	内容	提案者
市民提案型 （自由部門）	市民活動団体が設定した課題等に対し、市民活動団体が、企画及び事業の提案をする。	企画提案：市民活動団体 事業提案：市民活動団体
市民提案型 （テーマ設定部門）	行政が設定した課題等に対し、市民活動団体が企画及び事業の提案をする。	企画提案：市民活動団体 事業提案：市民活動団体
行政提案型	行政が設定した課題等に対し、行政が企画を提案し、市民活動団体が事業の提案をする。	企画提案：行政 事業提案：市民活動団体

新制度（案）

提案型協働事業の区分	内容	実施手法
みんなのまちづくり提案制度（仮称） （平塚市協働事業）	現在の制度である市民活動団体・行政の両者による協働事業に加え、新たに市民活動団体・民間企業等・行政の三者が事業提案ができる枠組みの中で、強みを持ち寄り、連携して地域課題を解決する。 ※民間企業等が参入する場合は、必ず三者協働とする。	市民活動団体＋行政 市民活動団体＋民間企業等＋行政